



入園のしおり

(重要事項説明書)



社会福祉法人 あゆみ福祉会
幼保連携型認定こども園
あゆみ第2こども園

令和6年2月 発行

【 理 念 】

子 ども を 大 切 に

家 庭 を 大 切 に

地 域 を 大 切 に

【 基本方針 】

(1) 子どもの健全な心と身体の発達を専門的に援助していく。

(2) 子育てと就労の両立を支援していく。

(3) 地域の子育て家庭を支援していく。

【 保育の基本 】

子どもの気持ちに寄り添う

【法人・施設概要】

●社会福祉法人あゆみ福祉会

代 表 者 氏 名 : 理事長 太田嶋信之

法 人 設 立 年 月 日 : 昭和51年4月1日

法 人 所 在 地 : 静岡市葵区瀬名中央3丁目12番8号

法 人 連 絡 先 : 054-261-4064

●あゆみ第2こども園

施 設 の 種 類 : 幼保連携型認定こども園

園 長 : 太田嶋裕子

開 設 年 月 日 : 昭和54年4月1日

面 積 : 園舎 997.98 m²(保育室6、ホール他) 園庭 529.3 m²

職 員 及 び 資 格 :

| | |
|--------|------------|
| 園長 | 保育士、幼稚園教諭等 |
| 常勤保育教諭 | 保育士、幼稚園教諭等 |
| 常勤栄養士 | 栄養士等 |
| 非常勤調理員 | 調理師等 |

| | |
|---------|------------|
| 主幹保育教諭 | 保育士、幼稚園教諭等 |
| 非常勤保育教諭 | 保育士、幼稚園教諭等 |
| 常勤調理員 | 調理師等 |

利 用 定 員 : 170名

| | |
|------------------|------|
| 満3歳以上の児童(1号) | 0名 |
| 満3歳以上の児童(2号) | 106名 |
| 満1歳以上3歳未満の児童(3号) | 46名 |
| 満1歳未満の児童(3号) | 18名 |

施設・設備及び保育教諭の配置については静岡市条例の基準を遵守しています。

「静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成26年度静岡市条例第107号)

1. 主な事業の概要

【定款の目的に定めた事業】

- ① 保育所の経営
- ② 幼保連携型認定こども園の経営
- ③ 小規模保育事業 A 型
- ④ 一時預かり事業
- ⑤ 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターあゆみ 月曜日～金曜日 未就園児親子の子育て支援

【その他の事業】

延長保育（平日午後6時から午後7時までの保育。利用料1回200円）

2. 教育・保育目標

乳児 0・1・2歳児

元気で明るい子

周囲の大人の愛情に包まれ、心も体も健やかに育つ。

人との関わりを喜び、周囲への興味や関心もてる子

周りの人たちとの信頼関係を築き、安定した心で周囲に目を向けていく。

自己を発揮し、意欲的に遊ぶ子

安定感の中で自分を十分に表現できる。

幼児 3・4・5歳児

元気で明るい子

健康・安全・挨拶など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を身につける。

創造力のある子

様々な体験や、いろいろな表現活動を通して豊かな感性を育て、創造力を養う。

思いやりのある子

人に対する愛情、信頼感を大切にする心を育てる。

自主・協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。

自主的に考えて行動する子

身近な自然や社会、言語への関心を育て、豊かな心情や思考力を養う。

正しい判断を身につけ、最後まで頑張ろうとするたくましさを養う。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき年・月・週の単位の教育・保育計画を策定し、指導にあたっています。

3. 教育・保育内容

① 教育・保育の特徴

● 温かな教育・保育環境

保育教諭と子ども一人ひとりが信頼関係を築きながら、安全で情緒の安定した生活ができる環境

● 未来を生きる力を育む教育・保育プログラム

5領域(健康・人間関係・環境・言語・表現)を教育・保育の柱として、これからの社会で子どもたちが豊かに健やかに育っていく姿を見据え、体・知・徳・感性のバランスの取れた子どもを育てる

● 専門講師による指導

体育・造形・音楽・茶道・英語など、各分野における専門性の高い指導

● 家庭との連携

こども園と保護者が連携を図りながら、子ども一人ひとりの個性に応じた豊かな成長を育む

● 地域との交流

地域の子育て支援ならびに小学校・中学校・高等学校・社会福祉施設との交流

② 一日の保育の流れ

| 時間 | 3歳未満児 | 時間 | 3歳以上児 |
|-------|---------------------------|-------|---------------------------|
| 7:00 | 開園 登園 視診(早朝保育) 自由遊び | 7:00 | 開園 登園 視診(早朝保育) 自由遊び |
| 8:30 | 登園 視診 自由遊び | 8:30 | 登園 視診 自由遊び 運動(体操) |
| 10:00 | おやつ 室内・戸外遊び、散歩など保育主活動 | 9:30 | 保育・教育主活動 |
| 11:15 | 昼食準備 昼食 | 11:30 | 昼食準備 昼食 |
| 12:00 | 昼寝準備 昼寝 | 13:00 | 昼寝 休息 |
| 15:00 | おやつ 自由遊び | 15:00 | おやつ 自由遊び |
| 16:00 | 降園準備 | 16:00 | 降園準備 |
| 18:00 | 降園終了 延長保育 | 18:00 | 降園終了 延長保育 |
| 19:00 | (延長保育降園終了) | 19:00 | (延長保育降園終了) |

行事や季節により、また年齢により多少異なることがあります

③ 主な年間行事（★印は保護者参加の行事です）

| 月 | 保育に関する行事 | 保健に関する行事 |
|-----|--|-----------------------|
| 4月 | ★入園式 お花見遠足(4・5歳児) ※★乳児クラス交流会(0・1・2歳児) 4～5月を予定 | |
| 5月 | 地域施設見学(5歳児) | 春季健康診断 歯科検診 尿検査 |
| 6月 | プール開き ★あゆみまつり | |
| 7月 | | |
| 8月 | | |
| 9月 | プール納め 敬老のつどい(5歳児) | |
| 10月 | ★運動会 ★親子遠足 | 秋季健康診断 歯科検診 |
| 11月 | みかん狩り(5歳児) | |
| 12月 | ★生活発表会 クリスマス会 | |
| 1月 | 新年のつどい | |
| 2月 | 豆まき ★作品展 お別れ遠足 消防署見学(5歳児) | |
| 3月 | 卒園進級お祝い会 ★卒園式 ★新年度クラス説明会 | |
| 毎月 | おたのしみ会 避難訓練 身体計測 造形教室(4・5歳児) 体育教室(4・5歳児) 英語教室(4・5歳) 音楽教室(3・4・5歳児) 茶道教室(5歳児) 体育あそび(2・3歳児) | |
| 適宜 | クッキング スイミング教室(4・5歳児) 動物教室 人形劇 異年齢児交流 歯みがき指導 交通教室 など その他、地域交流(小・中・高校生・高齢者など) ★保育参観 ★保育参加会 | |

※ 年齢によっては該当しない行事もあります。詳しい内容はその都度お知らせいたします。

※ 行事の際は、駐車場が利用できません。ご協力ください。

4. 教育・保育時間について

| | | |
|-------------|----------------------|--|
| 教育保育を提供する日 | 教育標準時間認定 (1号認定) | 月曜日から金曜日まで。ただし以下を除く。 ・年末年始(12月29日～1月3日) ・夏季、冬季、春季の所定期間 |
| | 保育標準時間認定 (2・3号認定) | 月曜日から土曜日まで。ただし以下を除く。 ・祝日法に規定される休日 ・年末年始(12月29日～1月3日) ※土曜日は別途「土曜保育願い表」の提出が必要 |
| 教育保育を提供する時間 | 教育標準時間認定 (1号認定) | 午前8時00分から午後12時30分 |
| | 保育標準時間認定 (2・3号認定) | 午前7時00分から午後6時00分までの範囲内で 保育を必要とする時間 ※平日の午後6時00分から午後7時00分まで 延長保育を実施 ※土曜日は、原則として保護者が就労の場合、 午後5時00分まで保育を実施 |
| | 保育短時間認定 (2・3号認定) | 午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で 保育を必要とする時間 ※平日の午前7時00分から午前8時30分、 午後4時30分から午後6時00分まで 時間外保育を実施 ※平日の午後6時00分から午後7時00分まで 延長保育を実施 ※土曜日は、原則として保護者が就労の場合、 午後5時00分まで保育を実施 |

●事前に申告している保育時間よりお迎えが遅れる場合、時間外保育・延長保育が急に必要になる場合、急な仕事で土曜保育が必要となる場合は、事前にご連絡ください。

●新入園児は、園生活に慣れるまで、保育時間を調整させていただきますので、ご協力をお願いします。(慣らし保育)

一時預かり事業 未就園児を対象として、一時預かり事業を行っています。
月曜日から金曜日
※年末年始、国民の休日を除く午前9時00分から午後4時00分

5. 登降園について

登降園は、保護者が必ず責任を持って行うようお願いします。
保護者以外の方がお迎えに来る場合は、必ず事前に連絡してください。

【登降園の方法】

- 登降園時、保護者の方は必ず名札を身に着け、エントランスでQRコードを読み込み、登降園のチェックを行ってください。
- 登園の際は、必ずお子様を直接、保育室にいる職員に引き渡してください。
- 健康状態などで気になることがありましたら、登園の際に職員に伝えてください。
※玄関は防犯のため、日中(9:30~15:30)は電子錠にて施錠されます。
施錠されている場合は、玄関右のインターホンを押して、【園児名と続柄】をお伝えください。

【登降園にあたっての注意】

- 防犯および安全のため、登降園の際はお子様から目を離さないよう、手を引いて、飛び出し等に十分気を付けてください。
- 安全上の観点から、QRコードのスキャンや自動ドアの解除は保護者が行ってください。

【欠席・遅刻の連絡方法】

- 欠席や遅刻の場合は午前9時00分までに必ずご連絡ください。
(登園時間によっては、衛生管理上給食が提供できない場合があります)
- 欠席や遅刻の連絡は、電話またはGoogleフォームを使用してください。
 - 電話…午前8時30分以降 054-263-5546
 - Googleフォーム…午前9時00分に連絡確認を行います(平日のみ)
※土曜日については、Google フォームでの欠席等連絡確認は行いません
※欠席等の連絡が朝9時を過ぎる場合、また土曜日は電話でご連絡ください。
※午前9時15分から9時30分の間に欠席の確認を行います。
その時点で、連絡なく欠席されている場合は、保護者の方に電話確認をさせていただきます。

| 平日 | | 欠席等連絡 フォーム | 電話 |
|---------------|----------------------|---|------------------|
| 8:30 9:00 | | 平日 9:00 まで | 平日・土曜 8:30 以降 |
| 9:15~ 9:30 | Google フォームの 連絡確認 | 当日欠席等される場合、 9:00 以降の連絡は 電話でお願いします | |
| | 出欠確認 保護者に電話確認 | | |

Googleフォームに必要事項を入力し、送信してください
<https://forms.gle/iC163GwS1WoBVzUx8>



【駐車場の利用について】

- 時間帯により、駐車場が大変混みあうことがあります。
お支度ができましたら、早めの移動をお願いします。
- 駐車場ではお子様を遊ばせないように注意してください。
また、事故にも十分お気をつけください。
- 車から離れる場合は施錠し、貴重品は必ずお持ちください。
- 駐車場は、園舎向かいの園庭側、または第二駐車場を利用し、他の場所には止めないでください。

6. 防災・安全管理について

① 非常災害時について

| | |
|------|--|
| 消防計画 | 【提出先など】 平成 29 年 6 月 千代田消防署 【防火管理者】 園長 太田嶋裕子 |
| 防火設備 | 自動火災報知機 消火器 ほか |
| 避難訓練 | 火災及び地震を想定し、月1回実施 |

○当園では防災訓練計画を策定し、全園児・職員が毎月、避難訓練に参加しています。

○緊急時は「チェックインシステム(メール配信)」を使用して、連絡いたしますので、必ずご登録ください。(メールアドレスを変更された時は再登録が必要です)

○登園前、自宅にいるときに災害が発生した場合は、自宅で待機して安全を確認したうえで避難し、災害・事故の未然防止に努めてください。

なお、登園が可能と判断した場合はメール配信で連絡します。

○浸水被害に関する警戒レベル3以上が発令された場合、または大型台風の接近や上陸等の影響により、警戒レベル3が発令された場合は、原則臨時休園とします。(土砂災害については、本園は警戒区域に該当しません)

<警戒レベルによる対応>

■午前6時の時点で発令中又は、午前6時から開園までの間に発令された場合

| 警戒レベル・行動 | 園の対応 |
|----------------|---|
| 警戒レベル5【緊急安全確保】 | 臨時休園 とします。 途中で解除された場合は、時間によって開園します。(※2) |
| 警戒レベル4【避難指示】 | |
| 警戒レベル3【高齢者等避難】 | |

■開園時間中に発令された場合

| 警戒レベル・行動 | 園の対応 |
|----------------|---|
| 警戒レベル5【緊急安全確保】 | 全園児が降園後、順次臨時休園 とします。 ①すぐ、メール等で早急のお迎えをお願いします。(※1) ②避難確保計画に従い避難行動をとります。 ③途中で解除された場合は、時間によって開園します。(※2) |
| 警戒レベル4【避難指示】 | |
| 警戒レベル3【高齢者等避難】 | |

※1 園の立地条件や周辺状況等を配慮し、園児の引き渡し危険な場合は安全な状況になってからの対応にします。

※2 開園については、保護者の保育の必要性を踏まえ、解除された時間、施設の被害状況や周辺状況等、園児・保護者・職員の安全性を確認し、開園します。

○臨時休園を行う場合の園の対応

(1) 臨時休園を決定後、すぐにメール配信により速やかに保護者に連絡します。

お迎えの際、安全に気をつけてお迎えをお願いします。

(2) 開園時間中に警戒レベル3以上になった場合、すぐにメール配信で引き渡し場所(園又は避難場所等)をお知らせするとともに、保護者に引き渡すまでの間、引き渡し場所で園児をお預かりします。

○火事や地震、台風等の災害により、園舎で待機することが困難な場合は、避難経路に従い、最終避難場所(西奈南小学校)に避難します。お迎えに来る方は【園児引き渡しカード】を必ずご持参ください。



★災害が発生した場合のお迎えについて(事前に準備いただきたいこと)★

- 避難する際にはメール配信でご連絡しますが、通信障害等で連絡が不可能な場合もありますので、避難場所を事前にご確認いただき、避難場所へお迎えをお願いします。
- 災害発生時、速やかに家族、親戚、知人等と連絡を取り、お迎えに来られるように体制を予めご検討ください。
- 引き渡しの際は、【園児引き渡しカード】が必要になります。そのため、お迎えに来る可能性のある方、全員が【園児引き渡しカード】を常時携帯してください。

② 防犯について

- 当園では、園庭・駐車場・玄関・支援センター内など、複数箇所に防犯カメラが設置されています。また、玄関や通用門の施錠に注意し、防犯に努めています。
- 職員は防犯対策研修を受けています。
- 不審者等の目撃情報がありましたら、至急、職員にお知らせください。

③ 園内事故の対応について

- 日頃より事故のないよう常に気をつけていますが、万が一に備え、当園では保険に加入しています。この保険は、登園・降園時や、保育時間内に起きた事故に対して適用されます。

| | |
|--------|--|
| 加入保険会社 | 東京海上日動火災保険(株) |
| 保険の種類 | ほいくのほけん (園賠償責任保険・園児団体傷害保険)等 |
| 補償内容 | 園賠償責任保険 支払限度額:対人1名・1事故10億円 対物1事故 1,000 万円 園児団体傷害保険 死亡・後遺症 215 万円 入院保険金日額 2,250 円 通院保険金日額 1,500 円 (補償の対象) ・園児が通園途中に事故にあってしまった ・外遊びの時間に熱中症になってしまった など |

※補償の対象となるケガにより通院した場合、一時的に保護者の方に治療費を払っていただきますが、園を通じて保険手続きをしていただき、後日、保険会社から治療費及び補償金が保護者の方の口座に振り込まれます。

- 保育中にケガなどで病院での治療が必要となった場合は、治療を受ける前に、保護者の方に連絡いたします。

- 事務室前にAEDを設置しています。

●緊急時の連絡について

災害や急病等の緊急時には、園から保護者の方に連絡をします。
速やかに連絡が取れるよう、連絡先が変わる場合は必ずお知らせください。

7. 保育料などについて

納付方法がそれぞれ異なります

| | 種類 | 納付方法 | 対象者 |
|---|------------------------|--------------|-------------------|
| ① | 利用者負担額 (保育料) | 口座振替 | 乳児クラス(0~2歳児クラス)園児 |
| ② | 給食費 | 口座振替 | 幼児クラス(3~5歳児クラス)園児 |
| ③ | 延長保育料 (時間外保育料) | 現金納付 (翌月) | 延長保育(時間外保育)利用者 |
| ④ | 教育保育に係る実費徴収 及び上乗せ徴収 | 現金納付 | 全園児 |

① 利用者負担額(保育料)

○利用者負担額(保育料)は、お子様の認定区分(1号、2号、3号)、保育の必要量(保育標準時間、短時間)及び保護者の市民税の課税状況により静岡市が算定します。

(算定に関するお問い合わせ:静岡市子ども未来局 幼保支援課 054-354-2630)

○お子様が年度中に誕生日を迎え満3歳となった際には、支給認定区分が3号から2号に変更となりますが、利用者負担額(保育料)につきましては、制度上、満3歳に達する以後の最初の3月31日までの間は3歳未満児(3号認定児童)と同額の利用者負担額(保育料)になります。

○利用者負担額(保育料)は、指定金融機関より口座振替で納付いただきます。

指定金融機関:静岡信用金庫 振替日:毎月20日(土日祝の場合は翌営業日)

※残高が不足している場合、引落ができません。前日までにご確認ください。

② 給食費

○3歳児クラスから5歳児クラスのお子様については、利用料は無償化の対象ですが、給食費をご負担いただきます。静岡市の認定により副食(おかず・おやつ等)の費用が月額4,500円まで減免されるお子様については、差額をご負担いただきます。

給食費:月額5,300円 (副食費免除:月額800円)

○食材費等の状況により、金額が変更になる場合があります。変更がある場合は、事前にお知らせいたします。

○給食費は、指定金融機関より口座振替で納付いただきます。

指定金融機関:静岡信用金庫 振替日:毎月20日(土日祝の場合は翌営業日)

※残高が不足している場合、引落ができません。前日までにご確認ください。

③ 延長保育料(短時間認定:時間外保育料)

【延長保育料】

○平日の午後6時00分から午後7時00分までの延長保育を利用される場合、毎月、「延長保育申込書・延長保育実施記録簿」をご記入いただきます。

○利用料は1回200円で、当月利用分を翌月初めに現金で納付いただきます。

【時間外保育料】

○短時間認定の平日の午前7時00分から午前8時30分、午後4時30分から午後6時00分までは時間外保育として、利用料が1回200円がかかります。

○利用料は当月利用分を翌月初めに現金で納付いただきます。

○時間外保育は、登降園のQRコードチェックにより自動的に計算されます。駐車場や園内到着の時間ではないため、ご注意ください。

④ 教育保育に係る実費徴収及び上乗せ徴収

【実費徴収】

| | | | |
|-----|----|-------------|-----------------|
| 入園児 | 乳児 | 道具代 | 2,000～3,000 円程度 |
| | 幼児 | 園服・カバン・道具代等 | 20,000 円程度 |
| 進級時 | 乳児 | 道具代 | 1,000～2,000 円程度 |
| | 幼児 | 園服・カバン・道具代 | 20,000 円程度 |

園服、カバン、道具等の個人で使用する物品購入のほか、親子遠足等の保護者分参加費(園児は無料)を個人負担いただきます。そのほか、必要な実費については随時お知らせします。

【上乗せ徴収】

○当園では上乗せ徴収を実施していません。外部講師による教育(体育・造形・音楽・茶道・英語など)や多様な園外活動等については、全額園負担としています。

8. 家庭での生活について

お子様の健やかな成長発達のために…生活リズムを整えましょう…

- ①朝食は必ず食べてから登園しましょう。
- ②なるべく排便を済ませて登園する習慣をつけましょう。
- ③早寝、早起きの習慣をつけましょう。
- ④歯磨き、洗顔、入浴など、清潔の習慣をつけましょう。

9. 健康管理について

お子様が元気に過ごせるかどうかは、お子様の体調が影響します。下記のことにご留意いただき、無理な登園は控え、よりよい対処をしていきましょう。

【登園時・家庭で】

- 毎朝、起床後、お子様の健康状態をよく観察し、異常を感じた場合はお休みして、早めの受診をお願いします。(早期治療＝早期回復)
- 乳幼児期は多くの感染症に感染しやすい時期です。集団感染を防ぐためにも、予防接種は計画的にうけるようにしましょう。予防接種を受けた日は家庭で安静にお過ごしください。

【体調の不調が見られる場合】

- 発熱・下痢・嘔吐・咳などの症状がある場合は、医師の診断を受け、お休みしてください。
なお、予防接種を受けた当日や 24 時間以内に座薬を使用した場合は、家庭で安静にお過ごしください。
- 感染症にかかった場合は、医師の許可が下りるまではお休みしてください。
感染症の種類により、「登園届」「意見書」「インフルエンザ用の罹患証明書」が登園時に必要です。
登園基準については、各書類をご参照ください。
登園届:医師の診断のもと、保護者の記入が必要
意見書:医師の診断のもと、医師の記入が必要

【保育中に体調の変化があった場合】

- 保育中に発熱や嘔吐等の体調不調が見られた場合、保護者または指定した緊急連絡先に連絡しますので、早めのお迎えと受診をお願いします。
- 他児への2次感染を防ぐため、嘔吐物や下痢などが付着した衣服は、園内で洗わず、ビニール袋等に包み、家庭へお返しすることになります。

※重大な伝染病等の発生により、園児に感染・被害が及ぶ恐れがある場合は、休園となる場合があります。

【園での与薬】

集団生活での安全性を考慮し、原則として園での与薬の取扱いはできないため、診察を受けるときに、「〇〇時から〇〇時まで園に在園している」と、「園では原則として薬の服薬ができない」旨をお伝えの上、なるべく朝・夕2回の服薬になるよう主治医にご相談ください。やむを得ず在園中に服薬が必要な場合のみ、以下のルールに基づき職員が与薬を行います。

●園での与薬ルール

①薬(1回分)、②「与薬依頼書」の2点セットを必ず職員に「手渡し」してください。

※薬は1回分のみお持ちください。液体状の薬も1回分を容器に入れてください。

※薬の袋や容器に必ず記名してください。

※当日分以外のお薬は、ご家庭で保管ください。連絡ケースやカバンでの保管は誤飲事故につながり、大変危険です。

●与薬依頼書

与薬依頼書がない場合、記入漏れがあった場合は、与薬できません。

●園で与薬できないもの

期間外の薬、市販薬、頓服薬、座薬

※医療機関処方薬のみお預かりします。

※「熱がでたら」「咳がでたら」などの、症状を判断して与えなければならない薬、座薬および解熱剤、吸入薬等は原則としてお預かりできません。

慢性の病気(アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の日常における与薬や処置については、医師記入による「指示書」の提出が必要ですのでご相談ください。

10. 個人情報保護方針について

社会福祉法人あゆみ福祉会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令、その他の関連法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、園児及び保護者の保護を図るように努めます。なお、ホームページ上及び各クラス掲示板への写真の掲示などについては、入園時に保護者の承諾を得るようにしています。

11. 家庭との連携について

○園からのお知らせや情報提供は、園だより、クラスだより、給食だより、またはエントランスの掲示板やクラス前掲示板、メール配信で行っています。大切なお知らせもありますので、必ずご確認ください。なお、おたよりなどの配布物は基本的に各家庭に1部としています。

そのほかに、乳児クラス(ひよこ・うさぎ・りす)は毎日のお子様の様子を保護者の方と担当保育者とで分かり合うために、「連絡ノート」を使います。幼児クラス(ちゅうりっぷ・ゆり・さくら)は、エントランスにある掲示板に、その日の活動や様子を、写真を添えて掲示しています。ご家庭から連絡がある場合は、口頭または連絡ノートに記入してお知らせください。

○年に1回、保育参加会(個人面談)を実施していますが、お子様のことで相談や心配なことがありましたら、面談の機会を設けますので、担任にご相談ください。ご要望により園長、主幹保育教諭等も対応させていただきます。

○保護者の皆さまには、保護者会や行事への参加、ご協力をお願いしています。

12. ご意見・ご要望・苦情について

- 当園に対してのご意見・ご要望・苦情を受け付けています。
- 保護者の方のご意見を参考にしながら、より良い保育につなげていきたいと考えておりますので、当園のことで気づいたことなどはご遠慮なくお伝えください。
- 無記名で利用できるご意見箱も設置していますので、ご活用ください。なお、無記名の場合は、原則として要望に関する回答をホームページに掲載しています。
- 些細なご意見・ご要望でも、必ず会議等を通して職員間で検討、内容を分析、理念等に照らし合わせて対応を判断することで、改善につなげていきます。また、行事などでも保護者の方からいただいたアンケートを基にして、毎回話し合いと検討を重ねています。
- 毎年、園評価のアンケート調査を行っておりますので、ご協力をお願いいたします。

意見要望などの受付担当者:主幹保育教諭

相談解決責任者:園長

(第三者委員)

最終的な園の対応に納得がいかない場合は、第三者委員に直接相談したり、立ち合い、助言などを求めることができます。第三者委員の氏名や住所、連絡先は事務室前に掲示しています。

13. 職員会議・研修について

当園の職員は、保育内容や子育て支援の質を向上させるために、様々な会議や研修を行っています。職員の資質、知識や技術など、専門性の向上を図り、常により良い教育・保育を目指すように心がけています。そのため、早めのお迎えをお願いする日や土曜の保育を午前限定させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

14. 利用の終了について

本園は、以下の場合には、保育の提供を終了するものとします。

- ①園児が小学校へ就学したとき
- ②園児の保護者が「子ども・子育て支援法」に基づく支給要件に該当しなくなったとき
- ③その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

15. その他

【希望保育】

○8月、年末年始、3月下旬には、様々な準備のために希望保育を設け、お休みのご協力をお願いすることがあります。お仕事の都合がつかう方はご協力をお願いします。

【認定・届出】

- 市から発行された支給認定証は、記載事項に変更があった場合などに返還する必要がありますので、紛失しないよう大切に保管してください。
- 家庭の状況(住所・保護者・勤務先・連絡先・兄弟姉妹の出生・認定理由など)に変更があった場合は、すぐに担任までお知らせください。
- 途中で退園や転園を希望する場合は、提出書類が必要となりますので、1カ月前までにお申し出ください。

この入園のしおり(重要事項説明書)をよく読み、理解したうえで、
「入園説明事項同意書」の提出をお願いします。

《 根 拠 》

子ども・子育て支援法(第34条ほか)

「静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」

第5条の規定に基づく手続きです。

第5条 特定・教育保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申し込みを行った支給認定保護者に対し、第20条に規定する運営規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。



社会福祉法人あゆみ福祉会

| | | | |
|-----------|-----------|-------------------|---------------|
| あゆみ保育園 | 〒420-0916 | 静岡市葵区瀬名中央三丁目12番8号 | ☎054(261)4064 |
| あゆみ第2こども園 | 〒420-0916 | 静岡市葵区瀬名中央一丁目1番44号 | ☎054(263)5546 |
| | | 支援センター | ☎054(263)5631 |
| 竜南こども園 | 〒420-0804 | 静岡市葵区竜南一丁目19番15号 | ☎054(248)6668 |
| 竜南乳児園 | 〒420-0804 | 静岡市葵区竜南三丁目10番11号 | ☎054(207)7737 |



社会福祉法人 あゆみ福祉会

幼保連携型認定こども園

あゆみ第2こども園

〒420-0916

静岡県葵区瀬名中央1丁目1-4-4

054-263-5546

<http://www.ayumi2.ednet.jp>